

入間市立図書館視覚障害者サービス運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入間市立図書館（以下「図書館」という。）で行う視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者に対する対面朗読及び著作権法第37条に規定する複製等のサービス（以下「視覚障害者サービス」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 視覚障害者サービスの対象者は、著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン第4項に規定する視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者のうち、市内に在住し、通勤し、又は通学する者とする。

(申込み)

第3条 視覚障害者サービスを希望する者（以下「利用者」という。）は、電話等により教育委員会に申し込むものとする。

(読み手の依頼)

第4条 教育委員会は、視覚障害者サービスを視覚障害者サービス依頼書（様式第1号）によりボランティアに依頼することができる。

(資料の種類)

第5条 視覚障害者サービスに用いる資料は、図書館資料とする。ただし、図書館長が認めるときは、図書館資料以外の図書を用いることができる。

(対面朗読)

第6条 朗読時間は、午前10時から午後4時までの間とし、利用者1人につき1日1回とする。対面朗読を行う場所は、図書館の対面朗読室とする。ただし、図書館長が認めるときは、利用者の居住場所、都合等により、図書館以外の場所で行うことができる。

(報告)

第7条 第4条のボランティアは、視覚障害者サービスを行ったときは、速やかに視覚障害者サービス報告書（様式第2号）を教育委員会へ提出するものとする。

(謝礼)

第8条 市長は、視覚障害者サービスを行ったボランティアに対し、予算の範囲内で謝礼を支払うことができる。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

視覚障害者サービス依頼書

入図発第 号
年 月 日

御中

入間市教育委員会

視覚障害者サービスを希望する方から申込みがありましたので、下記のとおり、視覚障害者サービス（対面朗読、著作権法第37条に規定するサービス）の依頼をします。

記

1 視覚障害者サービス対象資料

（対面朗読）

2 利用者

朗読日 年 月 日 時 分 ～ 時 分
場 所 対面朗読室（本館・西武分館） ・その他（ ）

（著作権法第37条に規定するサービス）

3 実施内容

4 その他

検収日 平成 年 月 日	検収印
担 当 職氏名	

様式第2号（第8条関係）

視覚障害者サービス報告書

年 月 日

入間市教育委員会宛

朗読者

下記のとおり、視覚障害者サービス（対面朗読、著作権法第37条に規定するサービス）を行いましたので報告いたします。

記

1 視覚障害者サービス対象資料

（対面朗読）

2 利用者

朗読日 年 月 日 時 分 ～ 時 分
場 所 対面朗読室（本館・西武分館） ・その他（ ）

（著作権法第37条に規定するサービス）

3 実施内容

4 その他

検収日 平成 年 月 日	検収印
担 当 職氏名	